

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                        |
|-------|-----------------------------|
| 16    | 障害児通所給付費等の支給等に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、障害児通所給付費等の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

令和4年12月9日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 障害児通所給付費等の支給等に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <p>札幌市では、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障がい児の保護者に対する障害児通所給付費等の支給等の事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の8の項により個人番号を利用することができるのは、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、通所給付決定の変更又は障害福祉サービスの提供に関する事務と定められている。</p> <p>ついでには、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務</li><li>2 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務</li><li>3 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務</li></ol> <p>上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む(申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る)。</p> |
| ③システムの名称                 | 高齢・障がい福祉システム<br>中間サーバー・プラットフォーム<br>システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名、税宛名)<br>住民基本台帳ネットワークシステム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 障害児通所給付等関係ファイル           |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第一の8の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ②法令上の根拠                         | <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」に関する情報が含まれる項(16、56の2、116の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項)<br/>第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項)<br/>第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項)</p> |
| <b>5. 評価実施機関における担当部署</b>        |   |
| ①部署                             | 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課  |
| ②所属長の役職名                        | 障がい福祉課長   |
| <b>6. 他の評価実施機関</b>              |   |
| —                               |   |
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |   |
| 請求先                             | 郵便番号060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>総務局行政部行政情報課  |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b> |   |
| 連絡先                             | 郵便番号060-8611<br>札幌市中央区北1条西2丁目<br>保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課  |

## II しきい値判断項目

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
| <b>1. 対象人数</b>                         |                 |  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年11月1日 時点    |  |
| <b>2. 取扱者数</b>                         |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年11月1日 時点    |  |
| <b>3. 重大事故</b>                         |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

### Ⅲ しきい値判断結果

|                   |  |
|-------------------|--|
| しきい値判断結果          |  |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |  |

### Ⅳ リスク対策

|  |  |  |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                              | [ 特に力を入れている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 特に力を入れて行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

